

時事新報定例
時事新報ハ一年三百六十五日一日休刊セテ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如ク

Table with 4 columns: 五頁以下、六頁以上、七頁以上、八頁以上. Lists subscription rates for different page counts.

時事新報

米國比養蠶業發展法

北米合衆國に於て數年前より養蠶業の興行はるは世人の週知する所にして今日歐洲諸國の競争を防

會社或ハメカン州のベルアング會社如きの紡績所在りては米國製の生絲をあらば一付度付五弗の割合

以上農務長官コルマン氏の見込なる由なれども是れ決して氏一己の私見にはある可らず米國の輿論抑も

一農務長官に養蠶業を鼓勵せる事
一養蠶業に及び太平洋洋岸養蠶監督長は農務長官に於て

一農務長官は合衆國の蠶業獎勵の爲め合衆國內の各州に一箇所又は多くの養蠶試驗所を設立すべき事

一農務長官は直にカリフォルニア州内南北中の三箇所并に其他必要と認むる場所に相應の試驗所を設くる

一各試驗所の敷地は二十五エーカー以下に可らざる事

一試驗所に於て種付たる桑苗を養蠶志願人に於て下渡し且つ其の一千本以下は無代價にて下渡し其以上

一農務長官は各國より桑種及蠶種を買入れ之を試驗所に給し又之養蠶志願人に分配すべき事

一但し桑種の無代價下渡高は每人一オンスを超過せしむべし

一農務長官は養蠶試驗所に生絲紡績器械其他桑樹培養の爲めに必要の器械を備付くる事

一各試驗所に於て種より生絲を製すべき事

一各州に於ての養蠶高増加し私力を以て紡績の業に従事して利益あるに至るときは政府は其紡績業を廢する事

一農務長官は紡績せらるべき真綿には一付度に付十五仙の獎勵金を與ふる事

一此獎勵金は一州の養蠶高生前にて五十萬封度を超るに十五萬封度に至る迄繼續する事

一右獎勵金の費り一千八百八十九年六月三十日に終る會計年度中に於て十五萬弗之に充つる事

官報

○勅令
朕沖繩縣酒類出港稅則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

三月廿一日 內閣總理大臣伯爵伊藤博文
大藏大臣伯爵松方正義

○勅令
朕陸軍乘馬學校條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

三月廿一日 內閣總理大臣伯爵伊藤博文
陸軍大臣伯爵大山巖

洋犬
仕洋犬一疋、二年、二歳、細キ方、クニ、尺餘、格中肉、ニテ、四月、七日、右、去、ル、十七、日、午後

實父十兵衛
明治二十二年 三月二十二日 酒勾 十太郎

憲法要義